

亀山市公告第57号

次のとおり亀山市職員を募集する。

令和7年7月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 採用職種、採用予定人数及び応募資格

採用職種	採用予定人数	応募資格
事務職（一般）	若干人	(1) 平成7年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和8年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者 (3) 通勤可能な者
事務職（学芸員・文化財専門員）	若干人	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた者 (2) 学校教育法（昭和22年法律26号）に規定する大学若しくは大学院で考古学、歴史学若しくは文化財学に関する専門課程・科目を履修している者又は埋蔵文化財の発掘調査に関する専門知識を有する者 (3) 学芸員の資格を有する者又は令和8年3月31日までに資格を取得見込みである者 (4) 通勤可能な者
技術職（土木）	2人程度	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和8年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者で、土木技術の専門課程又は科目を履修しているもの (3) 通勤可能な者
技術職（建築）	若干人	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた者 (2) 高等学校以上の学校を卒業した者若しくは令和8年3月までに卒業見込みである者又はこれらと同等の資格を有する者で、建築技術の専門課程又は科目を履修しているもの (3) 通勤可能な者

ただし、次に該当する者は、応募することができない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する者

(2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の者

なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8に定めるところによる。

## 2 試験の日時、場所等

### (1) 第1次試験

ア 事務職（一般）及び事務職（学芸員・文化財専門員）

(ア) 日時 令和7年9月21日 午前9時

(イ) 場所 亀山市役所

(ウ) 試験科目 適性検査及び小論文

イ 技術職（土木）及び技術職（建築）

(ア) 日時 令和7年9月21日 午前9時

(イ) 場所 亀山市役所

(ウ) 試験科目 適性検査、専門試験及び小論文

### (2) 第2次試験

ア 日時 令和7年10月19日 午前9時

イ 場所 亀山市役所

ウ 試験科目 集団討論

### (3) 第3次試験

ア 日時 令和7年10月25日 午前8時30分

イ 場所 亀山市役所

ウ 試験科目 個別面接

## 3 申込書の請求先、提出先等

### (1) 請求先及び提出先

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市総務財政部総務課人事給与グループ（亀山市役所本庁舎2階）

### (2) 提出方法

(1)の提出先への持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）とする。

### (3) 問合せ先

亀山市総務財政部総務課人事給与グループ

電話 0595-84-5031

ファクシミリ 0595-82-9955

#### 4 提出書類

- (1) 市職員採用試験申込書（市の指定様式）
- (2) 履歴書・身上書（市の指定様式）
- (3) 最後に卒業した若しくは卒業見込みである学校（専門学校を除く。）の卒業（見込み）証明書の原本又は卒業証書の写し
- (4) 学芸員については、考古学、歴史学若しくは文化財学に関する専門課程・科目を履修していることが分かる成績証明書等又は埋蔵文化財の発掘調査に関する専門知識が分かる書類及び資格を有することを証明する書類の写し（取得見込みである者を除く。）

#### 5 受付期間

令和7年8月1日から同月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みは、令和7年8月29日必着とする。

#### 6 採用者の決定等

- (1) 試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、これらの者から採用者を決定する。
- (2) 採用予定日は、令和8年4月1日とする。ただし、卒業見込みである者を除き、同年3月31日以前を採用日とすることがある。

#### 7 給与

給与は、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の定めるところにより支給する。

#### 8 外国籍職員の任用に関する基準

外国籍の職員は、次のような職務に就くことはできない。

- (1) 公権力の行使に当たる職務
  - ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
  - イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務
  - ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務
  - エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

(2) 公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する課長級以上の職にあつて、亀山市の行政について

企画、立案、決定等の政策形成に関与する職務

イ 市の基本政策、人事、財政等を担当する職務